政 委 第 27 号 平成 23 年 12 月 9 日

国土交通大臣 前田武志 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人(独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人住宅金融支援機構)の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人自動車事故対策機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「自動車事故対策機構」という。)の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。 以下「基本方針」という。)に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

- 1 安全指導業務 (適性診断事業及び指導講習事業)への民間参入の促進・拡大 安全指導業務 (適性診断事業及び指導講習事業)については、基本方針において、 ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進めるとされていることか ら、次期中期目標において、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進 のための具体的な取組方策 (認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定することを明記するものとする。
- 2 安全マネジメント業務 (運輸安全マネジメント評価等)の取組 安全マネジメント業務 (運輸安全マネジメント評価等)については、民間事業者で も実施していることから、自動車事故対策機構が独立行政法人として行う必要性等を 明らかにした上で、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車事故対策 機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など自動車事故対策機構が担う任務・ 役割を明記するものとする。

3 自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管

自動車アセスメント業務については、基本方針において「交通安全環境研究所への 移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する」とされていること から、その検討状況を踏まえつつ、移管に向けた具体的な取組を行うものとする。

4 療護センターの知見・成果の普及促進等

療護センター運営業務については、公平な治療機会を確保する観点から、 自動車 事故被害者及びその家族に対する療護センターの周知を徹底するとともに、 療護センターで得られた知見・成果の他の医療機関等への普及促進や在宅介護者等への支援 を進めるものとする。これらの取組については、次期中期目標等において具体的に明 記するとともに、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容 や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。また、療護センター及び 療護施設機能一部委託病床への委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持 しつつ、引き続きコスト削減を図るものとする。

5 生活資金貸付業務の見直し

生活資金貸付業務については、新規貸付の減少、リスク管理債権の増加がみられる ほか、回収金等収入に対して多額の事業費用を要していることから、以下の取組を行 うものとする。

貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握

貸付を必要とする者への制度の周知徹底

貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化

債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減

あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかど うか検討するものとする。

第2 事務所等の見直し

全国50か所に置かれている主管支所及び支所については、 自動車関係3法人(自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構及び独立行政法人交通安全環境研究所)の統 廃合について議論があること、 支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、 被害者援護業務を充実させる方向にあること、 安全指導業務の民間移管を促進することとしていること、 適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約 化・効率化にとどまらず、支所の合理化を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立 行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書(「独 立行政法人における内部統制と評価について」) 及び総務省政策評価・独立行政法人 評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省 独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

独立行政法人住宅金融支援機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。 以下「基本方針」という。)に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 証券化支援業務

機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うものとする。

2 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務

基本方針において、住宅融資保険業務については、証券化支援事業と連動して実施 する必要のある事業等に限り、また、住宅資金貸付業務については、賃貸住宅融資に ついて、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、まちづくり融資に ついて、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、それぞれ民間による代替が可能となるまでの措置として行うことなどとされていることから、次期中期目標等において、その業務範囲を具体的に明らかにするとともに、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しの検討を行うことを明記するものとする。

3 繰越欠損金の解消

既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く。)の繰越欠損金の解消については、第2期中期目標期間の最終年度までにその解消を目指すというこれまでの方針に従い処理を一層推進するものとする。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、次期中期目標等において、具体的な処理方策及びスケジュール等を明記するものとする。また、既往債権管理勘定についてもその解消に向けて債権管理・回収を的確に行うものとする。

第2 内部組織等の見直し

1 内部組織の統廃合

住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員の合理化を進めるものとする。

支店については、機構の主要な業務が直接融資から証券化支援に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を11プロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるものとする。

2 内部統制の充実・強化

第1期中期目標期間中に収賄事件等が発生したことを受けて、機構においては、発生要因と対応策の検討のための第三者を主体とする「職員不祥事再発防止検討委員会」を設け、今後の内部統制の取組方法等について検討し、結果報告が行われたところである。また、会計検査院からバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付け審査について指摘を受けているところでもある(平成22年度決算検査報告)。

したがって、次期中期目標等においては、職員不祥事再発防止検討委員会の結果報

告等を踏まえた内部統制システムについてPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を確立し、その具体的な取組を明記するものとする。

また、あわせて、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。